

消費者教育 実践事例集

「おこづかいすごろく」を通じて お金の使い方を学ぶ授業

木戸 明美 Kido Akemi 京都府消費生活安全センター消費生活相談員
京都府金融広報アドバイザー。2020年4月から京都府消費者教育コーディネーターとして府内の消費者教育推進に積極的に取り組んでいる。

京都府の消費者教育の取り組み

京都府では、小・中・高等学校、大学等に働きかけ、自ら進んで消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつけることなどを内容とする出前講座を提案しています。

小学生期では、5年生の家庭科「じょうずに使おう お金と物」の単元で出前講座を提案できないかと考えていたところ、2017年度に、ある小学校から「お金の使い方」をテーマにした授業の依頼が入りました。具体的には「お金に関するトラブルが起きないように、子どもたちにお金の使い方について伝えたい、クラス単位で参加型の授業を希望する」という内容でした。

「おこづかいすごろく」の作成

府の出前講座では、アクティブ・ラーニング～一歩踏み込んだ「主体的・対話的で深い学び」ができることをめざしています。本授業では「深い学び」、かつ簡単に費用をかけずに準備できる教材ということで、すごろくを使うことにしました。最初の年は他の消費生活センターが作成したすごろくを、許可をいただきアレンジして使いました。担当教員に、消費者教育を踏まえた授業とすることを提案し実施したところ、翌年も同じ小学校から依頼が入りました。そこで、次の8点に配慮してオリジナルの「おこづかいすごろく」を作成することにしました。

- ①必要な物と欲しい物の区別を学べる教材とすること
- ②パッと見たときに男女問わず子どもたちの興味を引くものであること

- ③15～20分でゴールできる内容とすること
- ④小学校低学年から対応できるよう、すべての漢字にルビを振ること
- ⑤お小遣い帳をつける練習ができること
- ⑥消費者市民社会・消費者契約の基本を学べるクイズに答えてもらうマスを入れること
- ⑦買い物をするときに使う買い物リストにはエコマークなどのマークがある商品とない商品を混在させ、消費生活で知っておきたいマークについて学べること
- ⑧授業内容に合わせて、臨機応変に変更できるようにすること

これらの中で特に注意した点は②です。どんなに内容が素晴らしい教材でも、教員に取り上げてもらえなければ意味がありません。そこで、すごろくはメリハリをつけて子どもたちの印象に残る色分けとし、買い物リストの商品は男女共に欲しくなるような物、高いけれど買いたくなるような物などを工夫して入れました。また、「募金」をしてもらうマスも記載しました(写真1、2)。実際に、教員にすごろくを事前に見せた時に「これは子どもたちが喜ぶます！」と言われ、授業では、子どもたちから「可愛い!」「面白そう!」など、ワクワクしている気持ちが伝わってきました。

そして、⑥のクイズは、消費者教育の効果を高めるため、また、早くゴールした班に挑戦してもらい、時間を持って余さないようにするために作りました。5年生の授業で使うことを考えて消費者契約の基本を学べる内容も加えました。例えば、「口約束でも契約は成立する?」「親しい友人には気軽にお金を貸してあげる?」「税金はどのように使われていますか?」などです。

写真1 「おごづかいすごろく」シート

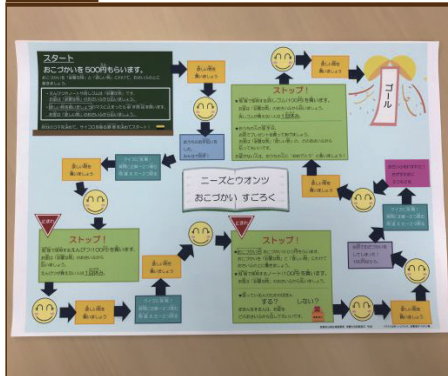
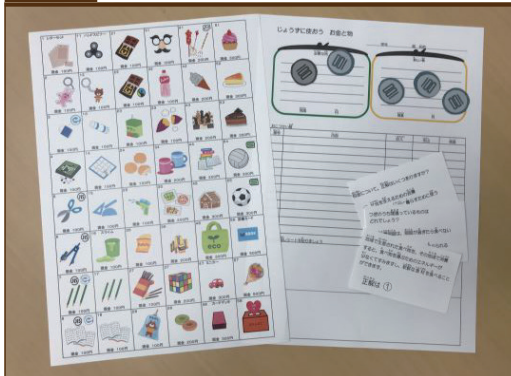


写真2 買い物リスト(左)とワークシート(右)



すごろくを活用した授業の内容

授業は、最初に必要な物と欲しい物の区別について説明し、その後、4人ずつの班に分かれ、すごろくに挑戦してもらいます。

まず、お小遣いを500円(100円硬貨を5つ)ずつもらい、ワークシートに描かれている「必要な物」を買うための財布と「欲しい物」を買うための財布にそれぞれお金を分けておきます(写真2右上)。次に、サイコロを振り、コマを進めていきます。サイコロを振る順番は時間削減のため「黒板に向かって右前のお友達からスタートで時計回り」など、講師が指示します。

途中、「お買い物」のマスに止まったら、必ず買い物をします。買い物リストの中から好きな商品を選び、「欲しい物」の財布から代金を払ってワークシートのお小遣い帳に記入し、リストから商品を切り抜きワークシートに貼ります。払ったお金は1カ所に集め、皆で管理します。「お買い物」のマスに止まったけれど「欲しい物」の財布にお金がない場合は買い物ができないので我慢します。「ストップ」と書かれたマスでは必ず止まり、そこに記載されている「必要な物」を「必要な物」の財布からお金を払って買います。また、途中でお小遣いをもらえるマスがありますが、申請主義とし、申請せずに通過してしまったりもらえません。

すごろくに挑戦している子どもたちはとても楽しそうで、ワクワクしながら商品を選んだり、クイズに答えたりしていました(写真3)。その

間、講師の消費生活相談員は教室内を回り、子どもたちの買い物のようすを観察します。

終了後は、すごろくの結果を踏まえて、お金とは何か、お金の役割、なぜお小遣い帳を

つける必要があるのか、お金はどうやって手元に来るのかなどを話します。2019年度は、教員の要望でキャッシュレス決済についての説明も取り入れました。すごろくの体験を通じて、子どもたちの買い物に対する思考が分かるため、授業が大変進めやすくなる効果もあります。

授業に参加した子どもたちからは、「お金でいろいろなものが買えるけど、大切にしなければいけないことが分かりました」「本当に必要なのか考えてお買い物をしないといけないと思いました」などの感想が寄せられました。

さらに、2019年度は府内4広域振興局の消費生活相談員と協力して、3広域振興局管内の小中学校で「すごろくで学ぶじょうずなお金の使い方」の授業を実施しました。今後も出前講座に来てほしいと言ってきた学校もあったそうです。

教育現場のサポートをめざして

府内すべての小学校に消費生活相談員が出向き、出前講座を行うことは不可能です。今後は小学校の教員にこの教材を活用していただけるよう、教材を改良し、学校における消費者教育をサポートしていきたいと思っています。

写真3 すごろくに挑戦する子どもたち

